

同志社大学国文学会会則

第一章 総則

第一条 本会は同志社大学国文学会と称する。

第二条 本会は国文学・国語および国語教育の研究を目的とする。

第三条 本会の事務局を同志社大学文学部国文学専攻内におく。

第二章 会員

第四条 本会の会員は同志社大学国文学専攻に属する左記のもので

所定の会費を納入したものとす。

1 専任教員

2 学部在学生

3 大学院在学生（博士課程前期・後期）

4 学部卒業生

5 大学院修了生

ただし、特に入会を希望し、常任委員会の認められたものは会員になることができる。

第三章 事業

第五条 本会は、第二条の目的を達成するために左記の事業を行う。

1 研究会の開催

2 講演会の開催

3 機関誌の発行

4 研究上必要な調査見学

5 その他、目的達成に必要な事項

第四章 組織および役員

第六条 本会に左記の役員をおく。

1 会長 一名

2 常任委員 十四名

3 会計監査 二名

第七条 会長は、本会を代表する。

常任委員は会長とともに常任委員会を構成し、会務の企画、立案、執行に当る。

会計監査は、本会の会計を監査する。

第八条 会長は、専任教員の互選によって選出する。

常任委員は、左記のとおり選出する。

1 専任教員 四名

2 学部在学生 五名

3 大学院在学生 三名

4 学部卒業生 一名

5 大学院修了生 一名

会計監査は、常任委員会が選出し、総会において承認を得る。

第九条 役員の任期は、一年とする。ただし再選をさまたげない。

第五章 総会

第十条 総会は、本会の最高の決議機関である。

第十一条 総会の開催は左記による。

- 1 定期総会は、年一回これを開かねばならない。
- 2 臨時総会は、常任委員会が必要と認めた時、これを開くことができる。
- 3 会員の五十名の要請があれば、臨時総会を開かねばならない。

第十二条 総会は出席会員によつて成立する。

第十三条 総会の議決は出席者の過半数をもつて成立する。可否同数の場合は議長がこれを決する。

第六章 会計

第十四条 本会の会費は年額二千円とする。(昭和五十二年改定)

第十五条 本会の会計年度は四月一日より翌三月三十一日までとする。

第七章 補則

第十六条 本会則の改正は総会において出席会員の三分の二以上の同意を必要とする。

第十七条 本会則の発効は昭和五十年四月一日とする。

附則

二〇〇三年十一月九日の総会において改正承認。

二〇〇四年四月一日改正施行。

投稿規定

国文学会機関誌『同志社国文学』は、会員諸氏の研究発表の場であり、進んでご投稿ください。枚数は四百字詰三十枚以内。第六十七号の締切は二〇〇七年九月末日、第六十八号の締切は十二月十日厳守。ただし、掲載論文には限度がありますので、論文の採択は編集委員に一任してください。採否の問合せには応じられません。